

【旧シルバー人材センター解体工事】

工事希望制指名競争入札予定表

1 業 種	3100 解体工事																	
2 工事件名	旧シルバー人材センター解体工事																	
3 工事場所	武藏野市中町3丁目5番16号																	
4 工 期	契約確定日の翌日から令和7年10月31日まで																	
5 工事概要	旧シルバー人材センターの解体工事 工事規模 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">建物名称</td><td style="padding: 2px;">旧シルバー人材センター</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">構造規模</td><td style="padding: 2px;">鉄骨造2階建て</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建築面積</td><td style="padding: 2px;">430.15 m²</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各階</td><td style="padding: 2px; text-align: center;">1F 417.79 m²</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px; text-align: center;">2F 417.79 m²</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">床面積</td><td style="padding: 2px; text-align: center;">計 835.58 m²</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td><td style="padding: 2px;"> </td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">敷地面積</td><td style="padding: 2px;">1,875.97 m²</td></tr> </table>		建物名称	旧シルバー人材センター	構造規模	鉄骨造2階建て	建築面積	430.15 m ²	各階	1F 417.79 m ²		2F 417.79 m ²	床面積	計 835.58 m ²			敷地面積	1,875.97 m ²
建物名称	旧シルバー人材センター																	
構造規模	鉄骨造2階建て																	
建築面積	430.15 m ²																	
各階	1F 417.79 m ²																	
	2F 417.79 m ²																	
床面積	計 835.58 m ²																	
敷地面積	1,875.97 m ²																	
6 週休2日制確保工事	本工事は週休2日制確保工事の対象である。 東京都財務局 の週休2日促進工事実施要領を基に金額を積算している。 詳細は別添「武藏野市週休2日制確保工事実施要領」を確認すること。																	
7 参加資格要件	次の①～⑤及び⑧～⑨の全部かつ⑥～⑦のいずれかに該当すること。また、8～11の規定により事前に確認を受けた者がこの入札に参加することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。 ② 武藏野市工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 ③ 東京都及び国土交通省関東地方整備局において、指名停止期間中、又は営業停止期間中でないこと。 ④ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）において武藏野市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。 ⑤ 東京都内に本店、支店又は営業所等を有し、その本店、支店又は営業所等が解体工事業において建設業許可を受けていること。 ⑥ 「解体工事」の業種で100位以内に順位付けをされており、かつ、公示日現在、最新の経営事項審査の結果による「解体」の総合評定値Pが800点以上であること。 ⑦ ⑥にかかわらず、武藏野市市内に本店、支店又は営業所等を有する者は、「解体工事」の業種で順位付けをされていること。 ⑧ 過去7年間に本件工事と同種の官公庁工事実績があり、かつ、同種の官公庁工事経験がある技術者を建設業法に基づき配置できること。 ⑨ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）ないこと。ただし、武藏野市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。 																	

8 申請方法	電子調達サービスにより希望票兼予定技術者等調書を送信するものとし、持参・郵送等によるものは受け付けない。
9 申請書提出期間	令和7年2月3日（月）から令和7年2月17日（月）午後3時まで ※期限厳守
10 申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・希望票兼予定技術者等調書 ・工事実績調書 <ul style="list-style-type: none"> ※工事実績調書は、入札情報サービスの発注案件情報の配布資料からダウンロードするものとする。 ※提出については、希望票兼予定技術者等調書送信時に添付ファイルとして、電子調達サービスにより送信すること。 ※ファイルの添付方法については、マニュアル『電子入札操作手順書（工事）』のP150を参照すること。
11 指名通知の発送	本件入札の指名の結果は、電子調達サービスにより令和7年2月21日（金）午後に通知する。
12 設計図書等の配布 ・入札時の提出書類	<p>設計図書等の配布は、令和7年2月21日（金）午後に電子調達サービスにより行う。</p> <p>指名通知を受けた者は、令和7年3月17日（月）までに以下の書類を武藏野市財務部管財課へ提出しなければならない。提出時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。</p> <p>■ 工事希望制指名競争入札に係る書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 誓約書（要綱第1号様式） ② 暴力団等排除に関する誓約書 ③ 建設業許可書の写し（営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可が確認できること） ④ 最新の経営事項審査の写し ⑤ 工事実績調書に記載した工事の契約書の写し ⑥ 配置予定技術者の資格者証等の写し
13 質問の方法	<p>質問締切日：令和7年3月10日（月）午前10時</p> <p>※工事に関する質問については、指定の様式（設計図書貸出時に添付）を使用し、ファックス（0422-51-9164）で送付すること。</p>
14 回答の方法	<p>回答日：令和7年3月13日（木）午後3時頃</p> <p>※入札に参加予定の全ての事業者に、質問回答書としてファックスにて送付する。</p>
15 予定価格	事後公表
16 最低制限価格等	本件入札にあたっては、最低制限価格を設定しない。
17 入札書の提出	<p>電子調達サービスにより提出。</p> <p>※入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（単価契約の場合を除き、この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる）により行うこと。</p>

18 内訳書	入札書提出時に内訳書に金額を入力すること。
19 入札期間	指名通知の受領の日から令和7年3月18日(火)午前11時まで
20 入札の延期等	入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又はとりやめることとする。
21 入札の無効	次の①～④までのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ① 入札に参加する資格のない者の行った入札 ② 電子調達サービスによらずに行った入札 ③ 電子調達サービス利用規約に違反して行った入札 ④ 全各号に掲げるもののほか、武藏野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札
22 再入札回数	2回
23 開札日時	令和7年3月18日(火) 午前11時15分
24 開札場所	電子調達サービスによる
25 落札者の決定	令和7年3月18日(火) 午前11時15分以降 落札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認すること。
26 契約書の作成	落札者は、遅滞なく契約書2通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。またその際受付票を持参しなければならない。
27 入札保証金	免除
28 契約保証金	武藏野市競争入札参加者心得第30条による。
29 前払金	契約金額130万円を超える土木工事、建築工事及び設備工事が前払金の対象。上限額は2億円を限度とし、契約金額（税込）の40%から10万円未満を切り捨てた金額。前払金を申請する場合は前払金保証への加入が別途必要。
30 中間前払金	前金払をした工事が対象。1億円を限度とし、契約金額の20%から10万円未満を切り捨てた金額。申請する場合は中間前払金保証への加入が別途必要。
31 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約係に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
32 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ この発注予定表に定めがないことについては、武藏野市工事請負等競争入札参加者心得（本市ホームページに掲載。入札参加前に必ず確認すること）を遵守すること。 ・ 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武藏野市と協議の上、その承諾を得ること。 ・ 短期雇用労働者を雇用する場合は、公共職業安定所の紹介する労働者を

	<p>雇用するよう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 ・ 工事希望制指名競争入札及び総合評価に係る提出書類等において虚偽の記載をした場合においては、1か月以上6か月以内で競争入札に対する指名停止の措置を行うことがある。
	<p>※ 希望申請は指名業者を決定する際の参考とするものであり、指名業者は「武藏野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」により、申請者の経営状況、本市での指名・受注状況、官公庁工事の実績、工事の施工成績、発注工事に対する地理的条件・技術的適性・専業性、施工中の工事の状況等を勘案して選定するものである。</p>